

# 物価スライド制導入後における 厚生年金の制度展開について

阿部 公一

## The Historical Development of the EPI after the Introduction of the Indexation System

Koichi ABE

### Abstract

This paper focuses on the Employees' Pension Insurance (EPI) reform from 1974 to 1976. In order to analyze the historical development of the financing method of the EPI, this paper describes its further development after the introduction of the indexation system in 1973.

In the preceding paper, I wrote about the historical development of the EPI up to the 1973 reform. In that reform, because the reevaluation system of standard remuneration was introduced, the model pension benefit level was kept at 60% in the replacement ratio. In addition, the 1973 reform adopted the indexation system to adjust the amount of pension benefit. Consequently, the pension benefit level was greatly revised.

In fiscal 1973, however, the annual rate of the Consumer Price Index (CPI) went up to 16.1% as a result of high inflation caused by the oil crisis. In response to the rapid increase in the CPI, the indexation system took effect in 1974.

## 1. はじめに

厚生年金の制度展開において、1973(昭和48)年の改正は、とりわけ、重要な意義を持ち得ていたといえよう。過去からの全ての標準報酬月額を再評価する

ことは、厚生年金の歴史において、初めての試みであった。また、新規裁定の老齢年金の給付水準に関しては、モデル的な標準年金として、現役一般男性被保険者の直近平均標準報酬月額<sup>60</sup>に定められた。さらに、物価変動による年金額<sup>61</sup>の目減りを調整するために、物価スライド制を導入している。同年の改正後、石油危機による狂乱的な物価上昇から、物価スライドを適用する必要性に迫られていた。

拙稿にひきつづき本稿では、厚生年金における財政方式の移行過程を分析するために、物価スライド制導入後の厚生年金の制度展開について論じていくことを目的としている。以下に本稿における章構成を紹介するが、まず、2章においては、石油危機による狂乱的な物価上昇への対応として、1974(昭和49)年のスライド改定について論じていく。物価スライドによる調整は、社会保険審議会による意見の方向性を踏まえたうえに、政令を定めて実施することになっていた。本章の2節では、厚生省が示した実施方法案に関して、詳細に検討を加えている。続く3節では、厚生省の実施方法案に対して、社会保険審議会による方向性を論じている。物価スライド制の具体的な実施方法案に関して、詳細な比較検討を取り入れたことは、本稿におけるひとつの特徴といえよう。

次の3章では、2回目の物価スライド改定として、緊急改正による1975(昭和50)年の物価スライドについて論じている。この頃になると、賦課方式への依存傾向が強<sup>62</sup>く現れてくるが、この点に関しては、本章の3節にて触れている。

政令により、2度の物価スライドが繰り返されたものの、その間における経済社会の著しい変動から、老齢年金の現行の給付水準を維持するために、予定されていた財政再計算期を2年繰り上げることにより、1976(昭和51)年に改正を行った。4章では、その改正内容について論じている。本章の3節では、給付水準を維持するための改正として、標準報酬月額等級の改定と、モデル的な標準年金の引き上げについて考察している。これらの改正により、かろうじて給付水準を維持することができたものの、保険料率の引き上げ幅を抑制したことにより、賦課方式への傾斜傾向が強まったといえよう。この点に関しては、本章の4節にて論じている。

以上の章構成を通じて、本稿では、物価スライド制導入後の厚生年金の制度展開について考察していく。厚生年金の歴史に関して、筆者の知る限りでは、

2度の物価スライド改定について、詳細に整理されているものが少ないと思われることから、本稿では、2度の物価スライド改定を論じることに、比較的紙数を割いている。

## 2. 1974年のスライド改定による物価上昇への対応

### 2.1 物価スライド政令の制定経緯<sup>1)</sup>

前回の1973(昭和48)年改正では、厚生年金に関して、老齢年金の給付水準を所得保障率(所得代替率)60%に維持することにより、飛躍的な改善を成し遂げた。そのうえに、年金額を調整する物価スライド制を新たに導入した。物価スライド制は、次回の財政再計算期による改正を迎えるまでの間、年金額の購買力を維持することを目的にしている。

一方、同年において、国民年金に関しても、厚生年金と同様に、給付水準の大幅な改善と物価スライド制の導入が行われたところであった。そして、次の段階の改正として、福祉年金の給付額の大幅な引き上げや、拠出制国民年金の保険料を改定することにより、国民年金制度をより充実させることが期待されていた。このような経緯から、「国民年金法等の一部を改正する法律案」が、1974(昭和49)年2月12日に第72回通常国会へ提出されている。

ところで、厚生年金の物価スライド制に関しては、前回の改正により導入されたものの、具体的な実施方法については、政令の定めにより、年金額を改定することになっていた。ただし、社会保険審議会の意見を聞いたうえに、政令を定めることになっていた。そこで、厚生省は、「年金額のスライド方式に関する考え方と問題点」という資料を提供し、その実施方法に関して、社会保険審議会に意見を求めていた。その返答として、同上審議会の厚生年金保険部会では、検討を重ねたうえに、同年の4月10日、「スライド制の実施について」という意見書を厚生大臣に提出した。おりしも、石油危機による狂乱的な物価上昇から、物価スライドの実施時期の繰り上げ要望の声も大きくなっていった。

意見書が提出された時期には、「国民年金法等の一部を改正する法律案」が、国会において審議されている最中にあつた。その改正法案では、主に、福祉年金等の改善や、国民年金の保険料を改定することを取り上げていたことから、

厚生年金の物価スライド実施時期の繰り上げに関しては、そもそも、改正法案には含まれていなかった。

意見書が提出された翌日には、さっそく、衆議院社会労働委員会において、物価スライドの実施時期を早めることなどの修正を改正法案に加えている。このような経緯を経て、衆議院社会労働委員会では、「国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案」を可決し、あわせて、修正案を除いた原案も可決された。そして、本会議でも可決されるに至った。一方、参議院の社会労働委員会を通過した改正法案は、同年の5月27日に本会議において可決成立し、同月30日に公布される運びとなった。

もともと、物価スライドの実施時期に関しては、前回の改正を通じて定められており、当初、国会に提出された改正法案では、実施時期を繰り上げることにに関して、触れられてはいなかったものの、修正案が加えられたことにより、その実施時期が繰り上げられる運びとなった。このような経緯から、厚生省では、厚生年金保険部会による意見書を受けて、さっそく、政令案の作成に取り組んだ。検討を重ねて作成された政令案は、同年6月25日の閣議にて了承されている。なお、閣議決定された政令案は、同年7月1日、「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金額の改定に関する政令」として、公布される運びとなった。

## 2.2 物価スライドの実施方法案

前回の改正法による附則第22条から、物価スライド制に関して、厚生年金に関する部分のみを抜粋すると、「年金たる保険給付については、政府は、総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数が昭和47年度の物価指数の100分の105をこえ、又は100分の95を下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の11月以降の年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない」と明記している<sup>2)</sup>。具体的に説明すると、対前年度比で、1973(昭和48)年度平均の消費者物価指数が5%を超えた場合、厚生年金に関しては、1974(昭和49)年11月分の給付額から改定することを予定している。船員保険についても、同様の対応となる。ただし、国民年金に関しては、1975(昭和50)年1月分の給付額から、物価スライドの対象としている。

前回の改正法では、物価スライド制に関して、上述した規定を設けたものの、具体的な実施方法については、政令に委ねることとした。もっとも、厚生省は政令を作成するために、厚生年金保険部会に対して、意見を求めている。そこで、本節では、厚生省が提出した「年金額のスライド方式に関する考え方と問題点」という資料にもとづいて、物価スライドの実施方法案について分析していく。そして、次節では、提出された資料に対する返答として、同上部会による「スライド制の実施について」という意見書の内容を検討していく。

厚生省が「年金額のスライド方式に関する考え方と問題点」において示した6案の前提となるモデル<sup>3)</sup>では、1974(昭和49)年11月時点において、被保険者期間20年を有し、再評価後の平均標準報酬月額を90,521円と見込んでいる。また、その被保険者の直近5年、3年、6ヶ月の再評価後の平均標準報酬月額に関しては、それぞれ98,465円、105,778円、126,000円に設定している。このモデルにおいて、直近の被保険者期間が短期間になればなるほど、その平均標準報酬月額は高く変化している。

表1は、物価スライドの実施方法に関する6案について、その概要を整理している。ここでは6案のなかから、主に3つの案について、以下に分析していくことにしよう<sup>4)</sup>。まず、第6案では、算出された基本年金額(定額部分と報酬比例部分との合計額)に対して、単純明快に、物価上昇率を乗じてスライドするという案である。この案に関しては、物価スライドの際に、定額部分と報酬比例部分とをそれぞれに分けるという考え方はない。いたってわかりやすい考え方であるものの、第6案には、無視することのできない問題が付随する。障害年金や遺族年金に関しては、被保険者期間が短期間であるほど、つまり、5年よりも3年、3年よりも6ヶ月の場合、その給付額が高くなるという逆転現象が発生してしまう。

また、老齢年金と障害年金(2級)との額を比較した場合、被保険者期間が短期間の障害年金額の方が、20年加入を想定した老齢年金額を上回ってしまう。このような逆転現象は、被保険者期間の直近の標準報酬月額等級ほど、現実の経済情勢による賃金上昇の傾向を反映していることから、短期間を通じた平均標準報酬月額が高くなることに起因している。第6案に関しては、事務処理上においては簡便であろうが、逆転現象を付随させることから、物価スライドの

表1 物価スライドの実施方法に関する6案

	定額部分に対する扱い	報酬比例部分に対する扱い
第1案	単純に物価上昇率により、スライドを行う。	1972年度以前の標準報酬に対しては、物価上昇率により改定し、1973年度以後の標準報酬は改定しない。
第2案	単純に物価上昇率により、スライドを行う。	被保険者の全期間に対する1972年度以前期間の占める比率から、標準報酬総額に占めるその割合を算出し、それにかかる報酬比例部分相当額に対してのみ改定する。
第3案	単純に物価上昇率により、スライドを行う。	1972年度以前の被保険者期間が、1973年度以後のその期間より長い場合(あるいは同期間)に限って、報酬比例部分を改定する。
第4案	単純に物価上昇率により、スライドを行う。	全被保険者期間のうち、1972年度以前に、被保険者期間の一部を有する場合、報酬比例部分を改定する。
第5案	単純に物価上昇率により、スライドを行う。	1972年度以前に、被保険者期間の全部を有する場合は、報酬比例部分を改定する。
第6案	基本年金額に対して、単純に物価上昇率により、スライドを行う。	

注) 第2案に関して、1972年度以前期間にかかる報酬比例部分相当額は、  

$$\{ \text{標準報酬総額} \times (1972 \text{年度以前の期間} / \text{全被保険者期間}) \} \div \text{全被保険者期間} \times (10/1,000) \times \text{全被保険者期間}$$
 により算出される。その報酬比例部分相当額に対しては、物価上昇率により改定する。なお、1973年度以後の報酬比例部分相当額に対しては、改定しない。

(出所) 週刊社会保障編集部「年金のスライド時期が早まる可能も」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第28巻767号、1974年より作成。

実施方法としては、理論的に適切とはいえない。物価スライドにより年金額を改定する場合、単純明快な一律方式では、被保険者期間の長短の違いから、年金額に対する不公平の問題が生じる。物価スライドの実施の際には、その不公平感を取り除くための努力が必要となろう。

このような一律方式による第6案に対して、理論的に正しいスライドの実施方法とは、どのような方法であろうか。その答えは、第1案にみいだすことができる。前回の改正では、現役被保険者の賃金水準の上昇率に見合わせるために、1971(昭和46)年11月以後の期間を基準にして、同年10月までの標準報酬月額を再評価した。また、標準報酬月額等級に関しても、最低額20,000円から最高額200,000円までの35等級に改定している。したがって、改正後の標準報酬

月額等級に関しては、完全とはいえないものの、一応、直近の賃金水準の上昇や物価水準の上昇を反映させる努力の跡がみられたといえよう。

ゆえに、改正後の標準報酬月額等級を適用している期間の標準報酬に対して、再び物価スライドを実施することは、そもそも、二重のスライドを意味している<sup>5)</sup>。もちろん、前回の改正法において、物価スライドの適用は決定されていることから、ここではその実施方法が問題となる。そこで、ひとつの考え方として、被保険者の全加入期間のうち、前回改正後の標準報酬月額等級を適用する期間の標準報酬については、物価スライドを適用しない根拠を得ることができよう。

以上のような理由から、第1案の基準年度による期間区分方式のスライド実施方法が、理論的に受け入れられることであろう。前回の改正法による附則第22条では、1972(昭和47)年度を基準年度として捉えている。したがって、基準年度以前の期間では、前回改正後の標準報酬月額等級が反映されていない期間であることから、その期間の標準報酬に対しては、物価スライドを適用する必要がある。また、1973(昭和48)年度以降については、基準年度より後の期間として区分している。基準年度より後の期間に関しては、前回改正後の標準報酬月額等級が適用されていることから、物価スライドは適用されない。基本年金額に一律の物価スライドを適用する第6案に対して、第1案では、基本年金額を定額部分と報酬比例部分とに分けて、それぞれ物価スライドの適用を考えているが、報酬比例部分に対しては、期間区分方式を取り入れている。この点から、事務処理上における複雑性が付随することになる。

まず、定額部分に対する物価スライド方法をみてみよう。そもそも、定額部分の額の算出に関しては、平均標準報酬月額を用いる必要もない。ゆえに、定額部分に関しては、その役割を考慮したうえで、基準年度前後による期間区分に関係なく、物価スライドを適用するものとしている。次に、報酬比例部分に対する物価スライド方法をみてみよう。報酬比例部分の額を算出する際には、全加入期間を通じた平均標準報酬月額を必要とする。その際、全加入期間のなかで、前回改正後の標準報酬月額等級が反映されていない期間がある。このようなことから、報酬比例部分に関しては、基準年度以前の期間における標準報酬に対して、物価スライドを適用するものとした。もちろん、基準年度より後



の期間区分、すなわち、1973(昭和48)年度以降に関しては、その期間の標準報酬に対して、物価スライドを適用しないこととした。

このような期間区分方式による第1案の物価スライドは、理論的に正論であることから、受け入れられることであろう。しかしながら、第1案に関しては、報酬比例部分に対する物価スライドの適用が複雑なことから、当事、事務処理上の実施に関して困難性を抱えていた。長期加入期間を前提とする老齢年金に関して、基準年度による期間区分方式を報酬比例部分に用いることの事務処理上の困難性から、加入期間の一部について、二重のスライドになったとしても、全加入期間をスライドの対象とする他はないとし、全体に対する影響は、老齢年金における長期加入期間の一部期間であることから、少ないと判断していたようである<sup>6)</sup>。

そもそも、加入期間の一部を二重にスライドした場合、1ヶ月当たりの老齢年金額に、どの程度の差額が生じるのであろうか。小山論文では、物価スライド後の各案の年金額を比較しているが、以下にそれらを紹介してみよう<sup>7)</sup>。それらの試算では、20年加入の老齢年金を想定して、14%のスライドを適用した場合の額を比較している。すると、第6案の43,439円に対して、第1案では43,138円に見積もられている。単純明快な一律方式と、基準年度による期間区分方式とでは、300円程度の差が出ることになる。この差額に対して、同上論文では、「これが毎年10%ずつスライドされたら300円の差というのはばかにならない」と指摘している<sup>8)</sup>。

とにかく、事務処理上の理由により、第1案に関しては、現実を実施することが困難なことから、第6案に対する修正案が登場する。上述してきた第6案では、直近の短期間の平均標準報酬月額を適用することにより、給付額に逆転現象がみられた。その結果、受給者間に不公平感を増幅させる。妥協案として登場した第4案では、第6案に付随する問題点を緩和していることにその特徴がみられる。第4案は、事務処理上において便宜的な第6案を基本的に踏襲しつつ、短期間の被保険者期間から発生する年金額に関して、物価スライドの対象から除くことにしている。すなわち、被保険者期間について、基準年度より後の期間区分しか有していない場合、報酬比例部分に対して、物価スライドを行わないという考え方である。このような場合においても、定額部分に対して



は、物価スライドの対象としている。

これら 6 案に対する各側の意見<sup>9)</sup>によれば、公益側は、不公平を生じさせない点から、第 1 案が適切であるとしているものの、その準備に長期間を要するだろうことから、結局のところ、第 4 案がもっとも適当であろうと述べている。これに対して、被保険者側は、簡便であるという理由から、第 6 案を支持していた。また、事業主側では、公益側と同様に、第 1 案を適切としながらも、その困難性から第 4 案か第 6 案を主張している。

## 2.3 意見書による方向性

前節を通じて、厚生省が示した物価スライドの実施方法の案についてみてきた。これらの案に対し、その返答として、社会保険審議会厚生年金保険部会の意見書を検討していくことにしよう。厚生年金保険部会では、物価スライド制の目的として、年金額の実質的な価値を維持することとし、意見書において次のような返答を述べている<sup>10)</sup>。

- ① 定額部分に関しては、物価変動率によるスライドを適用すべきである。
- ② 報酬比例部分に関して、基準年度以前における期間の標準報酬を対象に、物価変動率によるスライドを適用し、基準年度より後の期間の標準報酬に適用しないことは、法律の趣旨からみて適切である。
- ③ ②の実施方法に関しては、理論的に正当であるが、事務処理上の理由から、現実的にはきわめて困難である。
- ④ 事務処理上の制約から、基本年金額を物価変動率により、一律に改定する実施方法を選択せざるを得ない。
- ⑤ ④の実施方法に関して、基準年度より後の加入期間からのみ発生する年金に対しては、定額部分のみを物価スライドの対象とする。
- ⑥ 最低保障額に対しては、その額が現実の年金額となり、物価変動の影響を受けることから、物価スライドの対象とすべきである。

意見書に述べられているこれらの内容に関して、厚生省が示した上述案と関連させながら、検討していくことにしよう。物価スライドの実施方法に関して、意見書では、定額部分と報酬比例部分とに分けて、物価スライドを適用することを考えている。まず、厚生年金における定額部分の役割から、①にみられる

ように、定額部分を物価スライドの対象とすべきであると述べている。一方、報酬比例部分にかかる年金額の算出については、全加入期間の平均標準報酬月額にもとづいていることから、全加入期間のうち、前回改正後の標準報酬月額等級が適用される期間も含まれていることになる。このようなことから、物価スライドの実施方法に関して、理論的な正当性を得るためには、②の基準年度による期間区分方式を用いる必要があるとしている。

物価スライドの実施方法に関しては、本来ならば、理論的な正当性を優先すべきところであるが、意見書では、③に事務処理上の簡便性を指摘している。よって、理論的な正当性を有する第1案よりも、事務処理上の簡便性を有する第6案に、妥協せざるを得ないと判断している。①と②から、定額部分と報酬比例部分とに分けて、さらに、報酬比例部分に関しては、基準年度による期間区分方式を用いることにより、物価スライドを適用する方法を述べていながら、結局のところ、両部分を分離して、物価スライドを適用することは、現実にはしていないと判断を下している。

ただし、④のように、基本年金額に対して、一律方式の物価スライドを適用した場合、受給者間における公平性の問題が付随することであろう。この点に関して、⑤の方法を取り入れることにより、その問題点を緩和する努力をしている。よって、第4案が支持されることになる。しかしながら、⑤の方法を取り入れたとしても、基準年度以前、すなわち、1973(昭和48)年3月以前において、1ヶ月でも被保険者期間を有する場合、報酬比例部分に対しても、物価スライドが適用されることから、不公平感の残存の指摘もみられた<sup>11)</sup>。

以上のような理由から、最終的に意見書では、第4案を選択している。この選択では、物価スライドの実施方法に関して、「理論的な正当性」よりも、「事務的な簡便性」が優先された。そして、そこから生じる問題点に対して、かろうじて、「受給者間の公平性」を維持したといえよう。厚生年金保険部会による意見書に対しては、「厚生省の用意した検討資料を整理してまとめただけでそれを超えるものはほとんど含まれていない」という批判もあった<sup>12)</sup>。いずれにしても、同上部会による意見書が示されたことにより、物価スライドの実施方法の方向性が明確になった。

## 2.4 物価スライド制の概要

### (1) 実施時期の繰り上げ

厚生年金保険部会の意見書により、物価スライドの実施方法が明確になった時期は、おりしも、第72回通常国会の会期中にあった。石油危機による狂乱的な物価上昇から、物価スライドの実施時期の繰り上げに関しても、議論が高まっていった。前回の改正法による附則第22条によれば、物価スライドの実施時期に関しては、1974(昭和49)年の11月分から対象にしていた。

1973(昭和47)年度を基準年度として、その翌年度の年度平均の消費者物価指数が5%を超えて変動した場合、物価スライドを適用することとされていた。年度平均の指数を用いることは、1年度に1回の物価スライド調整を意味している。年度平均の消費者物価指数は、その翌年の5月には明らかにされていたことから、その物価変動率を用いた改定作業を通じて、厚生年金や船員保険では、1974(昭和49)年11月分から改定の対象とされていたが、その支給に関しては、さらに3ヶ月後となる。したがって、1973(昭和48)年度の物価変動に対する年金額の調整は、現実には、1975(昭和50)年の2月(前述の11月分の支給日)から、反映されることになる。

このような現実から、当然予想されることではあるが、タイム・ラグを問題視する声が強くなりつつあった。たとえ、タイム・ラグが同一期間であったとしても、物価が比較的落ち着いている期間と、物価が上昇している期間とでは、年金額に与える影響も異なってくる。とりわけ、石油危機による狂乱物価の進行が、異常なほどの物価変動率をもたらしたことから、タイム・ラグにより、年金額の実質価値は、大幅に減殺されることが危惧されていた。

当時、増幅するタイム・ラグの問題から、国会では、提出されていた「国民年金法等の一部を改正する法律案」に、実施時期の繰り上げ事項を追加する運びとなった。ところで、実施時期の繰り上げに関しては、事務処理上の困難性から、その作業担当部署である業務課による抵抗もみられたようだが、最終的には、事務処理上において、簡便な方法が採用されたことから、繰り上げ時期の修正に踏み切ったという厚生省側のエピソードもみられた<sup>13)</sup>。

最終的に成立した改正法では、1974(昭和49)年度における特例措置<sup>14)</sup>として、厚生年金と船員保険とに関しては、従来の11月分から対象とする規定を8月分

からに繰り上げた。また、国民年金に関しても、従来の1975(昭和50)年1月分からの規定が、前年の9月分から改められた。そうじて、従来の規定よりも、物価スライドの適用時期が3～4ヶ月だけ、繰り上げられることになったものの、このような実施時期の繰り上げでも、年金財政における負担として跳ね返ってくると指摘されていた<sup>15)</sup>。

## (2) 政令による物価スライドの適用

厚生年金保険部会の意見書により、物価スライドの実施方法の方向性が明らかになったことで、厚生省は実施時期の繰り上げに踏み切った。このような過程において、厚生省は政令案を作成し、「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金額の改定に関する政令<sup>16)</sup>」の公布に至った。政令による物価スライドの適用は、国会を通じた法改正の手続きを踏まずに、政令の閣議決定により、物価指数の変動率を基準にして、年金額を改定できることにある。

もともと、物価スライドの費用として、厚生省は14%分のスライド費用を予算要求していたが、1973(昭和48)年度の年度平均の全国消費者物価指数は、対前年度比で16.1%の上昇がみられた。したがって、政令では、厚生年金に対して、1974(昭和49)年8月分から、16.1%分引き上げることを謳っている。具体的に、既裁定の基本年金額に対して、一律に1.161を乗じることになる。ただし、被保険者の全加入期間が、1973(昭和48)年度以降の期間である場合、報酬比例部分に対しては、物価スライドを適用しないこととしている。

前回の改正では、標準年金のモデルとして、配偶者を有する一般男性を対象に、彼の被保険者期間を27年間に想定していた。また、彼の再評価後の平均標準報酬月額を84,600円と見込んでいた。このような前提において、1ヶ月当たりの定額部分額は27,000円 $[1,000円 \times 324ヶ月 \div 12ヶ月]$ になる。そして、1ヶ月当たりの報酬比例部分額に関しては、22,842円 $[84,600円 \times (10/1,000) \times 324ヶ月 \div 12ヶ月]$ となる。したがって、彼の基本年金額は49,842円に達した。

この既裁定の標準年金を例にして、今回の政令による第1回目の物価スライドを行ってみよう。彼の場合、報酬比例部分額も物価スライドの対象となることから、49,842円に改定率の1.161を乗じることにより、改定額は8,025円増の57,867円となる。この改定額に、配偶者の加給年金額2,400円を加えると、モ

モデル的な標準年金は60,267円に改定される<sup>17)</sup>。物価スライド改定の際に注意すべきことは、加給年金額に対する扱いであろう。もっとも、加給年金額に関しては、国家公務員の扶養手当の額に整合性を得ていることから、物価スライドによる調整は行われぬことに注意すべきである。あくまでも、基本年金額を対象にして、物価スライド改定が行われる。そうじて、政令による第1回目のスライド改定は、以上のような内容であった。

### 3. 緊急改正による1975年の物価スライド

#### 3.1 緊急改正の背景と可決成立までの経緯<sup>18)</sup>

第1回目の物価スライド改定により、老齢年金のモデル的な標準年金は、配偶者の加給年金額も加えると、その額は6万円に達したものの、タイム・ラグの問題を増幅させていた。おりからの物価上昇も、相変わらずの異常事態にあったことから、ひきつづき、物価スライド改定の実施時期を繰り上げることが望まれていた。

このような経済社会における物価の異常事態から、すでに、厚生年金保険部会では、制度全般における1976(昭和51)年度の改善の準備に入っていた。しかしながら、その検討事項に関して、審議の結論を得るまでにしばらくの歳月を要することから、緊急的に実現に努力すべき事項として、「厚生年金保険の緊急改正に関する意見」を整理し、1974(昭和49)年12月19日に厚生大臣へ提出した。その意見にみられる重要項目として、物価スライドの早期実施を取り上げている。

緊急改正に関する意見を受けて、厚生省側は改正に向けて、「厚生年金保険法及び船員保険法(年金部門)改正案要綱」を整理した。しかしながら、物価スライドの実施時期に関しては、厚生年金保険部会の意に反する結果に終わっている。整理された改正案要綱は、年明けの1月11日に閣議決定の運びに至った。次の手続きとして、同上の改正案要綱を社会保険審議会に諮問した。一方、社会保障制度審議会に対しては、「国民年金法等の一部を改正する法律案要綱(厚生年金等の改正案も含まれている)を諮問している。

両審議会の答申では、とりわけ、物価スライドの実施時期について、遺憾が

示されていたものの、その点に関して改善されることもなく、「国民年金法等の一部を改正する法律案」として、閣議決定に至った。その同日の1975(昭和50)年2月12日には、第75回通常国会に改正法案が提出されている。提出された改正法案は、衆議院社会労働委員会にて可決されるものの、政府に対する要望事項として、附帯決議が行われた。その後、衆議院の本会議にて可決されている。一方、参議院においては、社会労働委員会にて、その改正法案は可決されるものの、やはり、要望事項としての附帯決議が付された。同年6月6日には、参議院本会議において可決され成立に至った。なお、「国民年金法等の一部を改正する法律」は、同年6月13日に公布されている。

次節において、今回の緊急改正の内容について論じていくが、老齢年金に対する物価スライド改定と、低所得者に対する在職老齢年金の改定について、主に焦点を当てていく。

## 3.2 緊急改正の内容

### (1) 物価スライドによる改定

今回の改正において、まず、物価スライドの実施時期についてみていこう。「厚生年金保険の緊急改正に関する意見<sup>19)</sup>」では、第1回目のスライド改正時よりも、タイム・ラグの問題を緩和する必要性から、その実施時期を5月に繰り上げることを主張していた。また、改訂作業に関して、その事務処理体制の整備充実を急ぐべきであると意見している。このような緊急改正に関する意見を受けて、厚生省は、「厚生年金保険法及び船員保険法(年金部門)改正案要綱」をまとめた。そのなかの物価スライドの実施時期に関する項目では、1975(昭和50)年度に関して、11月から8月に繰り上げることを明記している。

厚生年金保険部会の意に反して、改正案要綱では、スライドの実施時期を前年度同様に決定している。その理由としては、改訂作業の煩雑性から、厚生省側の抵抗が強かったものと推測されよう。その後の過程を通じて、厚生年金保険部会では、改正案要綱の諮問に対する答申<sup>20)</sup>として、「昨今の異常なインフレーションにかんがみ、5月実施を提言したにもかかわらず昭和49年度並としたのは、極めて遺憾である」と述べている。また、「事務処理体制の整備充実を急ぎ、タイム・ラグの短縮になお一層努めるべきである」と再び繰り返して



いる。一方、社会保障制度審議会では、「国民年金法等の一部を改正する法律案要綱」についての諮問に対する答申<sup>21)</sup>として、スライドに関して、「事務上の問題があるにせよ、一部予測値を取り入れるか、スライド分を遡及して支給するなど工夫すべきである」として、苦言を呈している。結局、国会に提出された「国民年金法等の一部を改正する法律案」においても、厚生年金のスライド実施時期については、そのまま11月から8月に繰り上げることとし、可決成立に至っている。

物価スライドに関して、基準年度である1973(昭和48)年度以前に被保険者期間を有する場合、報酬比例部分に関しても改定される。ここで注意すべき点は、基準年度がシフトしていることである。第2回目以降の物価スライドに関しては、直近の物価スライドが実施された前年度を基準年度に定めている。基準年度に対して、1974(昭和49)年度の年度平均の全国消費者物価指数が21.8%上昇していることから、今回の物価スライドの改定率は1.218とされた。ここで、第2回目の物価スライド改定による老齢年金のモデル的な標準年金を確認しておこう。1973(昭和48)年改正によるモデル的な標準年金は、1975(昭和50)年8月分より、加給年金額を含んで72,926円になることから、2回の物価スライドを通じて、年金額は41.5%分も引き上げられたことになる<sup>22)</sup>。

## (2) 低所得者に対する在職老齢年金の改定

「厚生年金保険の緊急改正に関する意見」では、物価スライドの早期実施を主要な課題として取り上げながら、もうひとつの主要課題として、低所得者に対する在職老齢年金の改定を取り上げていた。そもそも、低所得者に対する在職老齢年金は、1969(昭和44)年の改正の際に創設されている。その年の改正では、モデル的な老齢年金額を2万円に引き上げたことに、その特徴がみられた。

在職老齢年金制度とは、60歳から65歳未満の在職中の被保険者であっても、老齢年金の受給資格を満たしていれば、支給される老齢年金のことである。ただし、被保険者の標準報酬月額が、一定額以下の場合に限られていることに注意しなければならない。在職老齢年金の創設時においては、支給対象の標準報酬月額の限度額を20,000円に設定し、被保険者の標準報酬に応じて、2割から8割の老齢年金を支給するというものであった。だが、その後の1973(昭和48)



年の改正の際に、支給対象の標準報酬月額を48,000円に引き上げている。この48,000円という金額は、同年の改正による改定された標準報酬月額等級の第12等級の標準報酬月額である。

低所得者を対象にした在職老齢年金に関して、今回の緊急改正に関する意見<sup>23)</sup>では、1973(昭和48)年度とその翌年度における物価および賃金の上昇を考慮して、支給対象の標準報酬月額を限度額について、大幅に引き上げるべきと提言した。また、従来の4段階制の支給について、段階の簡素化と支給割合の改善を要望していた。これに対して、「厚生年金保険法及び船員保険法(年金部門)改正案要綱<sup>24)</sup>」では、支給対象の標準報酬月額を限度額を72,000円に引き上げ、従来の4段階制を3段階(20,000円～42,000円、45,000円～56,000円、60,000円～72,000円)に簡素化している。また、それぞれの段階における支給割合を80%、50%、20%に改めた。現行の標準報酬月額等級の第18等級には、報酬月額70,000円から74,000円未満の被保険者が振り分けられ、その標準報酬月額を72,000円としている。今回、支給対象の標準報酬月額を限度額を72,000円の水準に引き上げた理由は、2回の物価スライド改定により、年金額を引き上げたことに勘案しているという<sup>25)</sup>。

改正案要綱に対して、社会保険審議会の厚生年金保険部会では、緊急的な改善としてはやむをえないものの、老後の保障という観点から基本的に不十分であり、今後、早急に再検討を行う必要があるとしている<sup>26)</sup>。また、社会保障制度審議会では、スライド時期に合わせて、上限(支給対象の標準報酬月額の限度額)を引き上げるべきと述べている<sup>27)</sup>。

### 3.3 附帯決議にみられる賦課方式への傾斜

今回の厚生年金に関する改正事項は、「国民年金法等の一部を改正する法律案」として、国会に提出されたが、その審議過程において、衆議院および参議院の各社会労働委員会から、それぞれ附帯決議<sup>28)</sup>が行われている。それぞれの附帯決議では、厚生年金等に関して、今後早急に改善すべき項目を取り上げている。そのなかの主要項目として、財政方式に関して決議が行われている。各社会労働委員会においては、「国庫負担の増額に努めるとともに、年金の財政方式特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口高齢化の動向を勘案

しつつ、積極的に検討を進めること」として、それぞれ附帯決議を行った。

そもそも、厚生年金の前身である労働者年金では、その財政方式に関して、平準保険料率方式によるいわゆる完全積立方式<sup>29)</sup>により出発した。その後の1954(昭和29)年の改正の際には、平準保険料率方式を捨てることにより、段階的保険料率方式を採用した修正積立方式による再出発を選択した。もっとも、修正積立方式自身が、賦課方式の要素を持ち得ているといえよう。その再出発時においては、完全積立方式に戻すことも計画されていたようである。だが、1960年代の制度展開を通じて、老齢年金の給付水準の拡大と保険料負担の先送り傾向から、徐々に賦課方式への傾斜がみられるようになった。その極めつけが、1973(昭和48)年改正にみられる物価スライド制の導入であろう。

石油危機による狂乱的な物価上昇から、1974(昭和49)年度には1.161の物価スライドが行われ、その翌年度にも1.218の改定を行った。2度におよぶ物価スライド改定を通じて、老齢年金の給付水準は41.5%も引き上げられた。まして、狂乱的な物価上昇は、積立金の実質的な価値も減殺することであろう。今後も異常な物価上昇が続くとしたら、また、老齢年金の給付水準が拡大されても、政治的な理由から、保険料負担の先送り傾向がますます明らかになっていけば、やがて、賦課方式に近づくであろうと、誰もが容易に推測したことであろう。賦課方式に近づく時期については、厚生年金よりも、むしろ、国民年金の方が早いとされていた<sup>30)</sup>。

いずれにしても、今後の改正をみていく必要がある。それぞれの附帯決議において、1976(昭和51)年度に、次回の財政再計算期を繰り上げることを取り上げている。その際に、各制度間の関連を考慮しながら、年金制度の抜本的な改善を図ることを決議している。そもそも、次回の財政再計算期を1978(昭和53)年度に予定していたことから、その時期を2年繰り上げて実施することになる。

## 4. 財政再計算による1976年改正

### 4.1 改正の背景—経済社会の著しい変動<sup>31)</sup>

狂乱的な物価上昇により、2回の物価スライドを通じて、モデル的な標準年金を大幅に引き上げたものの、この間における物価の急騰は、実質的な賃金を

表2 春闘による賃金引き上げ状況の推移

	民間主要企業(大企業)		中小企業	
	賃上げ額	賃上げ率	賃上げ額	賃上げ率
1972年	9,904円	15.0%	8,329円	16.5%
1973年	15,159円	20.1%	12,614円	21.3%
1974年	28,981円	32.9%	23,508円	33.7%
1975年	15,279円	13.1%	12,886円	14.1%

(出所)厚生労働省ホームページの白書等データベースシステムより、『労働経済の分析』(1972年～1975年)から、労働省労政局調べの数値を引用して作成。

大幅に目減りさせたことから、春闘を通じて、賃金の大幅な引き上げ要求がみられた。表2は、春闘による賃金引き上げ状況の推移を描いている。民間主要企業と中小企業とに分けて、各年の春闘における賃上げ額と賃上げ率とを表している。1973(昭和48)年の春闘では、定期昇給分も含めて、民間主要企業(大企業)の賃上げ率は20.1%に昇り、その額は15,159円に達した。また、中小企業においては、それを上回る21.3%の賃上げ率となるが、賃上げ額では12,614円にとどまった。同年の春闘における賃上げ率と賃上げ額とは、春闘始めて以来の最高の上昇となった。また、同年の春闘では、年金に対する関心の高まりから、年金統一ストも行われている。

ひきつづき1974(昭和49)年の春闘では、石油危機による狂乱的な物価上昇により、同年1月から3月の実質賃金を大幅に目減りさせたことから、前年の春闘をはるかに上回る賃金引き上げを実現した。たとえば、民間主要企業では、賃上げ率が32.9%に昇り、その引き上げ額は28,981円となった。その後の物価上昇の沈静化から、1975(昭和50)年の春闘では、賃上げ率および賃上げ額ともに、前年を下回る結果に終わっている。

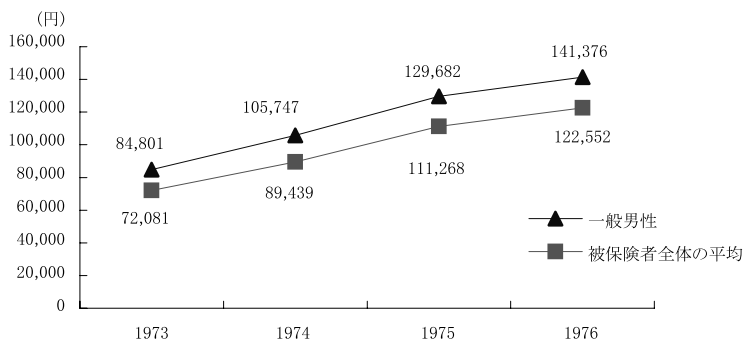
いずれにしても、このような賃金上昇率は、標準報酬月額を押し上げることになる。先の改正では、1973(昭和48)年3月末の平均標準報酬月額84,801円を基準にして、その60%程度を老齢年金の給付水準に定めた。それに先立ち、過去の低い標準報酬月額を再評価する試みを行った。たとえ、過去の低い標準報酬月額を再評価したとしても、また、物価スライドによる年金額の調整を行ったとしても、当時のように大幅な賃金上昇率が続くのならば、当然

のことながら、老齢年金の給付額は相対的に低下していくことであろう。

ここで、当時の平均標準報酬月額推移を以下に確認しておこう。図1は、平均標準報酬月額推移を描いているが、それぞれの年の3月末現在の数値を表している。本図には、被保険者全体の平均による平均標準報酬月額推移についても、参考のために併記しているが、一般男性のその推移をたどっていくことにしよう。1973(昭和48)年から1976(昭和51)年までの期間を通じて、それぞれ84,801円、105,747円、129,682円、141,376円と上昇していく。1973(昭和48)年3月末の平均標準報酬月額を基準値100に置き換えると、それぞれの指数は125、153、167と増大していく。今回の改正法案が国会に提出された直後には、その指数が167に跳ね上がっていたことを確認することができよう。たとえ、物価スライドによる年金額の調整を行ったとしても、このような事態が続くならば、先の改正により、平均標準報酬月額の60%に維持された老齢年金の水準は、実質的に減殺されていくことを意味する。

すると、スライド制の指標に関しても、再び賃金を支持する声が強くなり、1974(昭和49)年の国民春闘でも、賃金スライドの要望が取り上げられている。この点に関して、当時の厚生大臣は、物価スライド制を継続するとしたが、財政再計算期を繰り上げることにより、給付額を引き上げることで事態を乗り切ろうとした。本来ならば、次回の財政再計算期は1978(昭和53)年度に予定され

図1 平均標準報酬月額推移(各年の3月末現在)



(出所) 厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、505頁の第45表①から作成。

ていたが、経済社会の著しい変動から、その時期を2年繰り上げて実施することになった。

今回の財政再計算にもとづく改正では、経済社会の著しい変動から、老齢年金の給付水準を維持するために、給付額を引き上げることを意図している。また、前回の緊急的な改正は、今回の改正の前哨戦となったことから、制度改善に対するさまざまな附帯決議が行われているが、それぞれの事項に対しても、適切に対応する必要があった。

## 4.2 可決成立までの経緯<sup>32)</sup>

社会保険審議会厚生年金保険部会では、今回の改正に向けて、すでに1974(昭和49)年10月からその準備に入っていた。その後の部会を通じて、公益側、被保険者側および事業主側は、それぞれ改正上の問題点を提出し、それらにもとづいて、「厚生年金保険制度の検討事項」が、同上部会によりまとめられている。整理された検討事項に対して、同上部会による審議を重ねた結果、「厚生年金保険制度改正に関する意見」として、翌年の8月15日に厚生省へ建議する運びに至った。

建議された意見書の趣旨に沿って、厚生省は改正の原案の作成に取りかかり、関係省庁との折衝を繰り返すことにより、12月30日に「厚生年金保険制度の改正案」(厚生省原案)をまとめた。この原案は、「厚生年金保険法改正案要綱」として、1976(昭和51)年1月11日に閣議決定を行った。厚生省は、次の手続きとして、社会保険審議会に対して、同上の改正案要綱を諮問し、社会保障制度審議会に対して、「厚生年金保険、船員保険(年金部門)及び国民年金の改正案をとりまとめた要綱」を諮問した。

これらの諮問に対する答申を受けて、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」は、閣議決定に至った。同上の改正法案は、同年2月17日に第77回通常国会へ提出されている。国会の審議過程において、まず、衆議院の社会労働委員会では、改正法案を一部修正のうえに可決した。厚生年金に関しては、在職老齢年金および保険料率の事項に修正を加えている。また、社会労働委員会では、附帯決議をあわせて行った。修正を加えられた改正法案は、可決され衆議院の本会議を通過している。

次に、審議の場を参議院に移すことになるが、社会労働委員会における審議の結果、改正法案は可決された。その際に、附帯決議があわせて行われた。その翌日の5月21日には、参議院の本会議で可決され、改正法が成立される運びとなった。また、改正法は、同年6月5日に公布されている。なお、厚生年金および船員保険に関する今回の改正法は、その施行期日を同年の8月1日からとしている。ただし、障害年金や遺族年金の通算制度の創設などについては、政令で定める日とされた。

### 4.3 給付水準を維持するための改正内容

物価上昇に派生する賃金上昇により、老齢年金の給付水準が目減りしてしまうことから、今回の改正では、給付額の引き上げなどの給付改善を行っている。重要なことなので、ここで確認のために再び触れることにするが、先の改正によれば、モデル的な標準年金である老齢年金の給付水準は、現役一般男性の直近平均標準報酬月額を基準にして、その60%の水準に維持すると規定されていた。先の改正法の成立以前における直近の平均標準報酬月額とは、1973(昭和48)年3月末のそれを示唆していることから、図1から84,801円となる<sup>33)</sup>。したがって、加給年金を加えた標準年金52,242円は、直近の平均標準報酬月額に対して60%の水準を維持していた。

この点に関して、「厚生年金保険制度改正に関する意見」では、年金額の改善において、先の1973(昭和48)年改正により設定された水準を維持すべきであることを述べている。やはり、厚生省の原案でもその水準を示している。以下に、老齢年金の給付水準を維持するための改正内容について検討していく。主に、標準報酬月額等級の改定とモデル的な標準年金の引き上げとについて論じていく。

#### (1) 標準報酬月額等級の改定

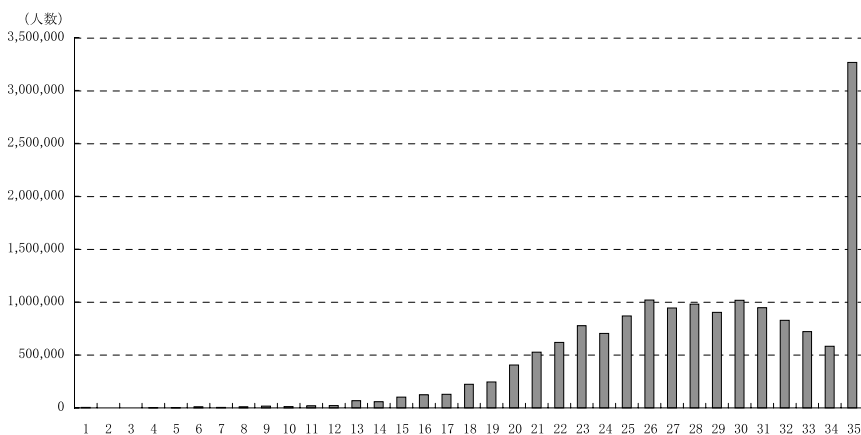
石油危機による狂乱的な物価上昇は、実質賃金の価値を大幅に減殺してしまう。これに対して、表2から確認してきたが、春闘を通じて、急激な賃金引き上げがみられた。すると、賃金上昇により標準報酬月額の平均も図1のように押し上げられていく。ただし、標準報酬月額等級の最高額が定められているこ

とから、賃金上昇率のスピードが速い場合には、現実の賃金水準の実態から、標準報酬月額等級の最高額が立ち遅れてしまう。

ここで図2から、従来の標準報酬月額の各等級に占める被保険者数を確認しておこう。本図では、一般男性に限定して、1976(昭和51)年3月末現在の各等級に占めるその人数を描いている。同年3月末現在において、全体の被保険者数は2,359万523人であり、その内の一般男性数は1,615万7,754人の68.5%に達していた。本図における特徴として、一般男性の被保険者数は、最高等級である第35等級に圧倒的に集中している。標準報酬が195,000円以上の被保険者は、標準報酬月額200,000円の第35等級に該当する。その第35等級に占める人数は326万4,404人に達し、一般男性全体の20.2%を占めるに至っている。前述の図1から、1976(昭和51)年3月末現在における一般男性の平均標準報酬月額は141,376円であったが、この平均額は、本図の第29等級に位置づけられる。最高等級を除く山型曲線の中央周辺に位置する第29等級には、一般男性全体の5.6%を占める90万2,911人が該当している。

本図の特徴から、従来の標準報酬月額等級では、現実の賃金上昇の伸長率が完全に反映されていないといえよう。この点から、所得保障率を求める際に、

図2 標準報酬月額の各等級に占める被保険者数(一般男性)



(出所) 厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、502頁の第44表②から作成。



現役労働者の平均月収を用いる方が妥当であるという声も上がった<sup>34)</sup>。最高等級に占めるこのような被保険者数の集中は、報酬比例部分の役割を縮小させることにより、その結果として、老齢年金額の平均を押さえつけることにもなる。ところで、標準報酬月額等級の上下限の設定に関しては、ひとつの目安があるという。標準報酬月額等級の上限および下限の等級に該当する被保険者数の割合は、全体の5%程度に収まるように設定されているらしい<sup>35)</sup>。実際のところ、従来の標準報酬月額等級の最高等級には、一般男性の2割が集中している。もっとも、被保険者全体をみても、上限の第35等級には、全体の14.5%が該当している。

今回の改正の前哨戦となった前回の改正において、衆議院および参議院の各社会労働委員会では、標準報酬月額等級の上下限に関する適正な改定について、附帯決議を行っている。結局、標準報酬月額等級に関して、今回の改正では、従来の最低額20,000円から最高額200,000円までの35等級について、最低額30,000円から最高額320,000円までの36等級に改めた<sup>36)</sup>。今回の改正により、最低額に関しては、従来の1.5倍に引き上げ、最高額は1.6倍に引き上げている。もっとも、標準報酬月額が30,000円に達しない場合は、政策的な裁量的調整として、それを30,000円に読み替えることにしている。

今回の改正による標準報酬月額等級の引き上げにより、改正年の11月時点において、上限の第36等級に該当する被保険者は全体の4.5%程度、下限の標準報酬月額30,000円に該当する被保険者は0.4%程度に見込まれていた<sup>37)</sup>。上下限の推計された数値を合算すると、上述したひとつの目安としての5%ルールを満たしている。

## (2) モデル的な標準年金の引き上げ

所得保障率60%を維持するために、今回の改正を通じて、新規裁定者の老齢年金額は、どの程度に引き上げられたのだろうか。老齢年金の基本年金額は、定額部分と報酬比例部分とから構成されている。まず、定額部分を算出するために、期間比例制の単価の引き上げ幅を確認しておこう。期間比例制の単価に関しては、先の1973(昭和48)年改正から、その単価を1,000円に引き上げている。さらに、今回の改正では、その単価を1,650円に引き上げた。すると、被保険

者期間30年あるいは30年を超える場合には、従来の1.65倍の49,500円となる。定額部分に関しては、20年未満の場合でも20年として、また、30年を超える場合でも30年として計算されている。その根拠としては、一定の加入期間を有する受給者に対して、一定額を保障するという考え方に起因している<sup>38)</sup>。しかしながら、加入期間が30年を超える受給者も増加しつつあることから、今回の改正では、期間比例制の算出期間を35年に延ばしている。ところで、障害年金および遺族年金の最低保障額に関しては、定額部分の20年分相当と定められていることから、今回の単価の引き上げにより、1ヶ月当たり33,000円に改められた。

次に、報酬比例部分に関する改正についてみていこう。表3は、標準報酬月額の間区分とそれぞれの再評価率を表している。1973(昭和48)年の改正では、1971(昭和46)年10月までの標準報酬月額を対象にして、過去のすべての標準報

表3 標準報酬月額の間区分と再評価率

標準報酬月額の期間区分	1973年改正 による再評価率	今回の改正 による再評価率
～ 1958. 3	3.87	6.39
1958. 4 ～ 1959. 3	3.79	6.25
1959. 4 ～ 1960. 4	3.74	6.17
1960. 5 ～ 1961. 3	3.09	5.10
1961. 4 ～ 1962. 3	2.86	4.72
1962. 4 ～ 1963. 3	2.58	4.26
1963. 4 ～ 1964. 3	2.37	3.91
1964. 4 ～ 1965. 4	2.18	3.60
1965. 5 ～ 1966. 3	1.90	3.14
1966. 4 ～ 1967. 3	1.75	2.89
1967. 4 ～ 1968. 3	1.70	2.81
1968. 4 ～ 1969. 10	1.51	2.49
1969. 11 ～ 1971. 10	1.15	1.90
1971. 11 ～ 1973. 10	—	1.65
1973. 11 ～ 1975. 3	—	1.17

(出所) 厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、189頁、高峯一世「年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻885号、1976年、37頁。

酬月額を期間区分ごとに再評価した。その際における再評価率は、1971(昭和46)年11月以後の期間を基準にして求められている。今回の改正でも再評価を行っているが、その方法として、1971(昭和46)年10月までの標準報酬月額に対しては、その期間区分ごとに新たに1.65を乗じている。つまり、先の改正による再評価率に1.65を乗じることにより、今回の改正による再評価率を得ている。その1.65という数値は、定額部分の期間比例制の単価改定の際にも適用されているが、たまたま一致したものであるという<sup>39)</sup>。

ここで、今回の改正による再評価率の数値の根拠を以下に論じることしよう<sup>40)</sup>。今回の改正では、1975(昭和50)年4月以降の期間における平均標準報酬月額の見込み額を基準(再評価率1)にして、1973(昭和48)年11月から1975(昭和50)年3月までの期間区分の平均標準報酬月額とを比較することにより、その期間区分に対する再評価率1.17を求めている。同様に、1971(昭和46)年11月から1973(昭和48)年10月までの期間区分に対しては、再評価率1.65が求められる。1973(昭和48)年の改正による再評価では、同上の期間区分を再評価率1にしていたことから、先の改正により再評価された期間区分に対して、新たに再評価率1.65が乗じられることになる。

なお、今回の改正により、標準報酬月額等級の最低額を30,000円に引き上げたことから、30,000円に満たない場合でも、30,000円に読み替えることにしている。報酬比例部分の給付算定に関しては、再評価後の平均標準報酬月額に加えて、係数を用いる必要がある。この係数に関しては、1965(昭和40)年の改正から10/1,000を用いている。

定額部分に報酬比例部分を加えることにより、基本年金額を得ることができるが、配偶者などを有する場合には、さらに、加給年金額が加えられる。従来1ヶ月当たりの加給年金額では、配偶者2,400円、第1子および第2子ともに800円とされていた。今回の改正過程において、社会保険審議会の厚生年金保険部会による「厚生年金保険制度改正に関する意見」では、単身者の年金水準に対して、有配偶者の年金水準をより厚遇すべきであるという意見もみられた<sup>41)</sup>。結局、今回の改正を通じて、配偶者に関しては、従来2.5倍の6,000円に引き上げられている。また、第1子および第2子ともに、従来2.5倍の2,000円に引き上げられたが、第3子以降については、児童手当が支給されることが

ら、従来の400円に据え置かれている。もともと、加給年金額に関しては、民間企業の賃金実態を反映している国家公務員の扶養手当額に整合性を得ているが、当時の物価や賃金の変動から、その扶養手当額も引き上げられたことにより、今回の大幅な引き上げに至った経緯を有する。

以上の改正内容を踏まえたうに、老齢年金に関して、モデル的な標準年金を以下に算出してみよう<sup>42)</sup>。先の1973(昭和48)年改正では、配偶者を有する被保険者期間27年の一般男性をモデルとし、彼の再評価後の平均標準報酬月額を84,600円と見込んだ場合、同年の11月には、加給年金額を含み52,242円の標準年金が誕生した。これに対して、今回の改正では、法改正が施行される1975(昭和51)年8月以後に、新規裁定により老齢年金を受給する一般男性をモデルにしている。その際、加入期間20年以上を有する者の平均加入期間は28年と推定され、再評価後の平均標準報酬月額を136,400円と見込んでいる。

この場合、彼の1ヶ月当たりの定額部分は、46,200円 $[1,650円 \times 336ヶ月 \div 12ヶ月]$ と計算される。次に、報酬比例部分に関しては、 $[136,400円 \times (10/1,000) \times 336ヶ月 \div 12ヶ月]$ の算定式から、38,192円が得られる。すると、単身者の場合の標準年金は84,392円となる。また、配偶者を有する場合は90,392円になる。図1から、現役一般男性の直近の平均標準報酬月額を141,376円と確認できることから、配偶者を有する場合の標準年金は、所得保障率60%にかろうじて達しているといえよう。なお、今回の改正による標準年金90,392円は、先の改正による52,242円と比較して、73%の上昇がみられるが、2度の物価スライド改定後の72,926円と比較して、ほぼ24%の上昇となる<sup>43)</sup>。

最後に、老齢年金のモデルとなる標準年金の構成割合を分析しておこう。加給年金額を除いた標準年金84,392円に焦点を当ててみると、定額部分の占める割合は55%程度となり、報酬比例部分が45%程度を占めている。この構成割合は、1973(昭和48)年改正時における標準年金の構成割合とほぼ同じである<sup>44)</sup>。

以上を通じて、本節では、給付水準を維持するための改正内容について論じてきたが、全ての改正内容を論じることを目的としていない。しかし、前回の改正との関連から、本節の最後に、低所得者に対する在職老齢年金の改定について、簡単に触れておこう。前回の改正過程において、在職老齢年金に関して

は、支給制限の大幅緩和について検討することを附帯決議している。

このような経緯から、今回の改正を通じても、在職老齢年金に手が加えられている。60歳から65歳未満の低所得者に対する在職老齢年金では、標準報酬月額における3段階の区分に関して、それぞれ30,000円～68,000円、72,000円～92,000円、98,000円～110,000円に改められている。前回の改正と同様に、それぞれの段階における支給割合を80%、50%、20%としている。また、65歳以上の在職老齢年金については、これまで一律2割支給停止にあったが、標準報酬月額が110,000万円以下の場合に、全額を支給することに改めた。

#### 4.4 保険料率の決定過程と後代負担

先の1973(昭和48)年改正では、国会の審議過程を通じて、保険料率の引き上げ幅の抑制が行われたことにより、結局、一般男性7.6%、女性5.8%、炭鉱労働者8.8%の保険料率の水準に落ち着いた。これに対して、今回の改正過程において、厚生省原案にもとづく「厚生年金保険法改正案要綱」では、一般男性9.4%、女性7.6%、炭鉱労働者10.6%の水準に引き上げようとしていた。今回の改正では、従来の保険料率に対して、それぞれ1.8%ずつ引き上げを計画していた。また、厚生年金基金に加入する被保険者の場合、一般男性6.4%、女性5.0%、炭鉱労働者6.4%を予定していた。この場合、一般男性と炭鉱労働者とは、代行給付以外の給付に相当する保険料率を同一に設定している。

このような改正案要綱における保険料率水準に対して、社会保険審議会では、被保険者側と事業主側との一致した意見として、①現下の経済情勢等を考慮しつつ、②標準報酬月額等級の最高額の引き上げに勘案することにより、「その引き上げ幅については、段階的配慮も加え大幅に圧縮すべきである」と答申している<sup>45)</sup>。また、社会保障制度審議会においても、標準報酬月額等級の引き上げをしたうえで、保険料率を引き上げることは、二重の負担を招くと指摘している<sup>46)</sup>。

前述の表2によれば、答申がなされた前年の1975(昭和50)年の春闘では、企業収益の悪化などの理由から、なだらかな賃上げ交渉に終わっている<sup>47)</sup>。同上の答申にみられる現下の経済情勢等については、このような事態を含んでいる

ものと推測されよう。また、二重の負担については、確かに、標準報酬月額等級の最高額が引き上げられれば、これにつれて、保険料負担も増加するが、将来において受給する報酬比例部分額も増大することや、標準報酬には賞与が含まれていないことから、給与所得に占める賞与比率の高低により、保険料負担が相対的に低くなる者もいる現状から、引き上げに対する正当性が得られるという<sup>48)</sup>。

上述の内容の答申を受けたものの、国会に提出された「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」では、保険料率の引き上げ幅圧縮を受け入れなかった。しかしながら、国会における審議の過程である衆議院の社会労働委員会において、保険料の引き上げに対する反対意見が強く、引き上げ幅を抑制する修正が加えられた。この点に関しては、先の1973(昭和48)年改正においてもみられた。修正では、保険料率の引き上げ幅をそれぞれ0.3%抑制することにより、一般男性9.1%、女性7.3%、炭鉱労働者10.3%に決着した。また、厚生年金基金に加入する被保険者に対しても、同率水準の抑制を行うことにより、一般男性6.1%、女性4.7%、炭鉱労働者6.1%に修正している。したがって、厚生年金基金に加入する被保険者の免除保険料率は、一般男性3.0%、女性2.6%、炭鉱労働者4.2%となる<sup>49)</sup>。

ところで、平準保険料率は、現在の積立金と改正後の平準保険料率収入とにより、国庫負担分を除く将来の予測される給付費を賄える水準に設定されている<sup>50)</sup>。今回の改正による平準保険料率は、一般男性13.9%、女性19.9%、炭鉱労働者61.5%となり、平均で15%の料率を必要すると試算されている<sup>51)</sup>。本来ならば、今後の保険料率を平均で15%分も必要とするものの、今回の改正による法定の平均保険料率は、比較的低い8.9%にしかならない。したがって、平均の平準保険料率に対して、法定平均保険料率の割合は60%を下回ることから、単純計算による40%部分は後代負担となる。もっとも、先の1973(昭和48)年改正による同上割合では、約65%と計算されていたことから、単純計算上では、後代負担が一層と進んでいる<sup>52)</sup>。

このようなことから、今回の改正における審議の過程において、衆議院および参議院の各社会労働委員会により、賦課方式への移行を積極的に検討することについて、前回の改正の際と同様に、またしても附帯決議を行っている。

## 5. おわりに

先の1973(昭和48)年改正により、物価スライド制が導入されたが、本稿では、物価スライド制導入後における厚生年金の制度展開について、2回の物価スライド調整と財政再計算による改正とを論じてきた。物価スライドによる年金額の調整は、社会保険審議会の意見を聞いたうえに、政令を定めて実施することになっていたことから、先の改正時においては、具体的な実施方法は決められていなかった。本稿では、2回の物価スライド調整について詳細に論じているが、とくに、厚生省によるスライド方式の実施方法案を比較検討したことを特徴としている。最終的に、意見書による選択では、「理論的な正当性」よりも「事務的な簡便性」が優先された。そこから発生する問題点を緩和するために、かろうじて、「受給者の公平性」が維持されたといえよう。

政令により、2回の物価スライドが実施され、モデル的な標準年金は41.5%も引き上げられたものの、その間における賃金上昇率の異常な伸び具合から、財政再計算による1976(昭和51)年改正では、所得保障率を維持するために、標準年金の引き上げが行われた。今回の改正も含めて、モデル的な標準年金は73%の上昇がみられたものの、保険料負担に関しては、引き上げ幅の抑制が再び繰り返された。その結果、平均平準保険料率に対する法定平均保険料率の占める割合は、先の改正よりも低くなり、より賦課方式への傾斜がみられた。

本稿では、物価スライド制導入後の厚生年金の制度展開について、紙数の都合から、1976(昭和51)年改正までしか論じることができなかった。ひきつづき、次号では、物価スライド制導入後の厚生年金の制度展開について、その後の改正を通じて、賦課方式に傾斜していく過程の分析を予定している。



## 注

- 1) 本節における記述は、厚生省年金局「国民年金法等改正法の関係審議会及び国会における審議経過」、No.30、厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、112～114頁に依存している。
- 2) 週刊社会保障編集部「厚年、船保及び国年のスライドに関する政令」、45頁。
- 3) モデルに関する本節の記述は、小山路男「年金スライド制の意見と今後の問題点」、5～6頁に依存している。
- 4) 本節における以下の分析に関する記述は、週刊社会保障編集部「年金のスライド時期が早まる可能も」、32～37頁、小山路男「年金スライド制の意見と今後の問題点」、5～9頁に依存している。
- 5) 厚生団『厚生年金保険制度回顧録』、241頁、小山路男「年金スライド制の意見と今後の問題点」、5頁。
- 6) 厚生団『厚生年金保険制度回顧録』、241～242頁。
- 7) 年金額に関する以下の数値は、小山路男「年金スライド制の意見と今後の問題点」、6～7頁に依存している。
- 8) 同上、6頁。
- 9) 週刊社会保障編集部「年金のスライド時期が早まる可能も」、33頁。
- 10) 厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、112～114頁、坂本龍彦「年金制度の現状と課題」、36～37頁、平石長久「年金制度の自動的調整採用について」、18頁。
- 11) 小山路男「年金スライド制の意見と今後の問題点」、8頁。また、同上論文において、「きわめてまれなケースなので、その辺に関しては目をつぶらざるを得ない」とも述べている。
- 12) 平石長久「年金制度の自動的調整採用について」、18頁。
- 13) 厚生団『厚生年金保険制度回顧録』、242頁。
- 14) 実施時期の繰り上げに関する特例措置については、たとえば、週刊社会保障編集部「国年法改正案など6法案成立」、39頁を参照せよ。
- 15) 厚生団『厚生年金保険制度回顧録』、242～243頁。
- 16) 政令の内容に関する本節の記述については、週刊社会保障編集部「厚年、船保及び国年のスライドに関する政令」を参照した。
- 17) 坂本龍彦「年金制度の現状と課題」、37頁。
- 18) 本節における記述は、厚生省年金局「国民年金法等改正法の関係審議会及び国会における審議経過」、No.31、厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、114～122頁、厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』、192～195頁に依存している。

- 19) 「意見」の内容に関する本節の記述については、厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、114～115頁を参照した。
- 20) 答申の内容に関する本節の記述については、同上、117～118頁を参照した。
- 21) 同上、118～119頁。
- 22) 72,926円という金額に関しては、黒住章「年金制度改正の問題点」、12頁、厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、128頁、週刊社会保障編集部「厚年法等一部改正案の経緯と考え方」、18頁にその記述がみられる。筆者の試算では、基本年金額57,867円に改定率の1.218を乗じて、これに加給年金額2,400円を加算すると、その額は72,881円となり若干の差が生じてしまう。1回目の物価スライド改定により57,867円となるが、この金額に関する記述は、坂本龍彦「年金制度の現状と課題」、37頁にみられる。なお、週刊社会保障編集部「厚年法等一部改正案の経緯と考え方」、18頁には、2回の物価スライド改定を通じて、年金額が41.5%上昇したと記述されていることから、49,842円に1.415を乗じて、2,400円を加算すると、72,926円を得ることができる。
- 23) 「意見」にみられる在職老齢年金の内容に関する本節の記述については、厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、115頁を参照した。
- 24) 「要綱」にみられる在職老齢年金の内容に関する本節の記述については、同上、116頁を参照した。
- 25) 厚生労働省ホームページの白書等データベースシステムより、『厚生白書(昭和50年版)』の各論第3編第1章第1節の2(50年度の国民年金法等の改正)を参照した。
- 26) 厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、118頁。
- 27) 同上、119頁。
- 28) 附帯決議に関しては、同上、120～122頁を参照せよ。
- 29) 修正積立方式という用語に対応する意味合いにおいて、完全積立方式という用語を用いている。
- 30) 小山路男「年金スライド制の意見と今後の問題点」、8～9頁。
- 31) 改正の背景に関しては、曾根田郁夫「厚年法改正と今後の問題点」などを参照した。また、本節における春闘の記述に関しては、表2の出所に依存している。
- 32) 本節における記述は、厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、122～148頁、厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』、196～206頁に依存している。
- 33) 所得保障率を算出する際の基準は、現役一般男性の直近の平均標準報酬月額84,801円であるが、拙稿「高度経済成長末期における厚生年金の制度展開について 賦課方式への傾斜」、19頁の7～8行目の記述に関して、モデルとなる彼の平均標準報酬月額84,600円を誤って基準にしてしまった。よって、拙稿に記述した所得保障率59%という数値も誤記であり、60%として捉えてほしい。

- 34) 平石長久「年金制度改正の意見書について」、38頁。
- 35) 曾根田郁夫「厚年法改正と今後の問題点」、15頁。
- 36) 第1等級30,000円、第2等級33,000円、第3等級36,000円、第4等級39,000円、第5等級42,000円、第6等級45,000円、第7等級48,000円、第8等級52,000円、第9等級56,000円、第10等級60,000円、第11等級64,000円、第12等級68,000円、第13等級72,000円、第14等級76,000円、第15等級80,000円、第16等級86,000円、第17等級92,000円、第18等級98,000円、第19等級104,000円、第20等級110,000円、第21等級118,000円、第22等級126,000円、第23等級134,000円、第24等級142,000円、第25等級150,000円、第26等級160,000円、第27等級170,000円、第28等級180,000円、第29等級190,000円、第30等級200,000円、第31等級220,000円、第32等級240,000円、第33等級260,000円、第34等級280,000円、第35等級300,000円、第36等級320,000円。
- 37) 曾根田郁夫「厚年法改正と今後の問題点」、15頁。
- 38) 小山路男「年金制度への期待と展望」、13頁。
- 39) 曾根田郁夫「厚年法改正と今後の問題点」、14頁。
- 40) 以下の記述に関しては、同上、および、週刊社会保障編集部「厚年法等一部改正案の経緯と考え方」、18頁を参照した。
- 41) 厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、125頁。
- 42) 高峯一世「年金制度の現状と課題」、37頁を参照した。
- 43) 曾根田郁夫「厚年法改正と今後の問題点」、13頁。
- 44) 拙稿「高度経済成長末期における厚生年金の制度展開について 賦課方式への傾斜」、19頁。
- 45) 厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』、136頁。
- 46) 同上、138頁。
- 47) 厚生労働省ホームページの白書等データベースシステムより、『労働経済の分析(昭和50年版)』を参照した。
- 48) 黒住章「年金制度改正の問題点」、14頁。
- 49) 1973(昭和48)年改正により、一般男性7.6%、女性5.8%、炭鉱労働者8.8%の保険料率となった。これらの被保険者別保険料に対して、翌年の11月からの免除保険料率は、一般男性2.8%、女性2.4%、炭鉱労働者4.0%に定められた。したがって、今回の改正により、免除保険料率は、それぞれ0.2%ずつ引き上げられたことになる。
- 50) 竹内邦夫「厚年法改正と財政計算」、44頁。
- 51) 今回の改正による平準保険料率に関して、同上文献によれば、女性の平準保険料率が一般男性のそれを上回る理由として、①女性の死亡率が男性よりも低く、年金受給期間が長くなること、②男性よりも5歳低く支給開始年齢が設定されていること、③女性の平均標準報酬月額が低いことに起因して、定額部分に相当する保険料負担が割高になってしまうことをあげている。また、炭鉱労働者の平準

保険料率が高い理由は、いまだに受給者数が増加傾向にあるものの、被保険者数が急速に減少していることによる。

52) 高峯一世「年金制度の現状と課題」、38頁。1973(昭和48)年改正時における平均の平準保険料率11.3%に対して、同年改正による法定の平均保険料率は7.4%であることから、その割合は約65%であった。

## 参考文献

阿部公一「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」『東北公益文科大学総合研究論集』、第9号、2005年

阿部公一「1960年代における厚生年金の制度展開について 賦課方式への傾斜」『東北公益文科大学総合研究論集』、第10号、2006年

阿部公一「高度経済成長末期における厚生年金の制度展開について 賦課方式への傾斜」『東北公益文科大学総合研究論集』、第11号、2006年

黒住章「年金制度改正の問題点」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻860号、1976年

厚生省大臣官房総務課・社会保険庁長官官房総務課『日本の年金・医療保険 その歩みと明日』ぎょうせい、1983年

厚生省年金局「国民年金法等改正法の関係審議会及び国会における審議経過」厚生省年金局企画監修『年金時報』厚生出版社、No.30、1975年

厚生省年金局「国民年金法等改正法の関係審議会及び国会における審議経過」厚生省年金局企画監修『年金時報』厚生出版社、No.31、1976年

厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年

厚生省年金局年金課・他編『全訂厚生年金保険法解説』社会保険法規研究会、1981年

厚生団『厚生年金保険制度回顧録』社会保険法規研究会、1988年

小山路男「年金スライド制の意見と今後の問題点」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第28巻769号、1974年

小山路男「年金制度への期待と展望」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻865号、1976年

小山路男「年金改革論の背景」、社会保障研究所編『年金改革論』東京大学出版会、1982年

坂本龍彦「年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第28巻783号、1974年

清水英彦「年金保険の拡充・展開(Ⅲ-第2章)」、横山和彦・田多英範編『日本社

- 会保障の歴史』学文社、1998年（第1版第5刷）
- 週刊社会保障編集部「年金のスライド時期が早まる可能も」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第28巻767号、1974年
- 週刊社会保障編集部「国年法改正案など6法案成立」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第28巻774号、1974年
- 週刊社会保障編集部「厚年、船保及び国年のスライドに関する政令」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第28巻777号、1974年
- 週刊社会保障編集部「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案要綱」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻872号、1976年
- 週刊社会保障編集部「厚年法等一部改正案の経緯と考え方」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻872号、1976年
- 週刊社会保障編集部「全会一致で健保・年金改正法成立」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻875号、1976年
- 週刊社会保障報道部『年金制度 抜本改正の解説と資料』社会保険法規研究会、1978年
- 曾根田郁夫「厚年法改正と今後の問題点」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻882号、1976年
- 高峯一世「年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻885号、1976年
- 竹内邦夫「厚年法改正と財政計算」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第30巻885号、1976年
- 平石長久「年金制度の自動的調整採用について」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第28巻769号、1974年
- 平石長久「年金制度改正の意見書について」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第29巻837号、1975年
- 山崎広明「日本における老齢年金制度の展開過程 厚生年金制度を中心として」東京大学社会科学研究所編『福祉国家 第5巻（日本の経済と福祉）』東京大学出版会、1985年
- 横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社、1998年（第1版第5刷）
- 吉原健二『わが国の公的年金制度 その生い立ちと歩み』中央法規、2004年